平成２２年（フ）第１３１２号
埼玉県川口市上青木３丁目３番４号
債務者　前田由紀子（旧姓鶴岡）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７４号
埼玉県上尾市大字上尾村1287番地　センチュリー上尾504
債務者　菅原恵理子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２３号
埼玉県朝霞市大字溝沼797番地
債務者　栗原　京子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５０３号
埼玉県越谷市伊原１丁目３番15号、前住所埼玉県春日部市牛島1365番地17
債務者　濱田　重利
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７０３号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘１丁目17番地の７
新井マンション401
債務者　栗田　　優
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７０４号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘１丁目17番地の７
新井マンション401
債務者　栗田麻衣子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１２０号
北海道白老郡白老町高砂町２丁目９番13号
債務者　浅井　克久
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
北海道網走市つくしケ丘１丁目９番３号
債務者　山口眞由美（旧姓西濱）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第２９７号
群馬県高崎市東貝沢町２丁目29番地２　コンフレールサンパティ101号
債務者　福島　健吾
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２９９号
群馬県安中市小俣835番地１
債務者　外村　季子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１４２号
岐阜県恵那市岩村町1220番地68、従前の住所岐阜県土岐市泉町久尻1480番地の１　パティオ泉202号
債務者　加藤　　準
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１５４号
岐阜県中津川市手賀野696番地の24
債務者　稲川きくよ
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１６１号
岐阜県多治見市旭ケ丘８丁目29番地の３　県営住宅A1516
債務者　楠葉　政雄
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第５６４６号
大阪府寝屋川市高宮栄町26番14号
債務者　徳田　千春
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０２４号
大阪市平野区平野西６丁目３番22―501号
債務者　梶　　竜也
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０３３号
大阪府摂津市新在家２丁目14番38―804号
債務者　勝間田泰子（旧姓大場）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１２９号
大阪府守口市梶町３丁目57番１―105号
債務者　三森とよ美
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部